

高原町病児・病後児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童が病気の治療中又は回復期にあり、集団保育が困難な場合に、その児童を一時的に預かる病児・病後児保育事業（以下「事業」という。）を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病児 当面の症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っておらず、集団保育が困難な児童
- (2) 病後児 病気の回復期で、集団保育が困難な児童

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、高原町とする。ただし、町長が適切と認めた保育所、認定こども園及び病院等（以下「実施施設」という。）に事業の委託等を行うことができる。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、高原町内に居住している生後6か月以上の乳児、幼児又は小学校に就学している者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する病気の治療期又は回復期にあり、集団保育が困難な児童とする。

- (1) 感冒、咽頭炎、中耳炎、扁桃腺炎、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児に日常みられる疾患
- (2) 麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎等の伝染病疾患
- (3) 喘息等の慢性疾患
- (4) 熱傷等の外傷性疾患
- (5) その他実施施設の長が必要であると判断した疾患

(利用の要件)

第5条 この事業は、次の各号のいずれかに該当する場合に利用することができる。

- (1) 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会通念上やむを得ないと認められる事由により家庭での育児を行うことが困難なとき。
- (2) 町長が特に必要があると認めたとき。

(申請)

第6条 事業の利用を希望する保護者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ高原町病児・病後児保育事業利用登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 2 申請者が事業を利用する場合は、高原町病児・病後児保育事業利用申込書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、申請者から前2項の提出があった場合は、その写しを実施施設の長に提出するものとする。

(利用の実施)

第7条 前条第2項の申込書を提出した者(以下「利用者」という。)は、利用期間中常に連絡先を明らかにしておくとともに、次条第2項のいずれかに該当した場合は、直ちに対象児童を実施施設から引き取らなければならない。

2 利用者は、実施施設に対象児童の健康状況その他の必要事項について説明を行わなければならない。

3 実施施設の長は、対象児童の状況を十分に把握の上、安全かつ適切な処遇に努めなければならない。

(利用期間)

第8条 利用期間は、病児、病後児ともに連続して7日以内を原則とする。

2 町長は、対象児童が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として利用を認めないものとする。また、利用期間中であっても利用を解除することができる。

(1) 病状が変化し、実施施設において対応が不可能と判断したとき。

(2) 集団保育が可能と判断したとき。

(送迎)

第9条 対象児童の送迎は、利用者が行うものとする。

(実施施設の設備)

第10条 実施施設の設備基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保育室、観察室又は安静室、調理室を有すること。ただし、本体施設等の調理室を兼用しても差し支えないこととする。

(2) 保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とすること。

(3) 観察室及び安静室は、乳幼児の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、原則として利用定員1人当たり1.65㎡以上とすること。

(4) 事故防止及び衛生面に配慮し、児童の養育に適した場所とすること。

(職員の配置)

第11条 実施施設は、事業を専門に担当する職員として、看護師又は准看護師を対象児童おおむね10人に対し1人以上及び保育士を対象児童おおむね3人に対し1人以上配置しなければならない。

(医療機関等との連携)

第12条 実施施設は、対象児童のかかりつけの医療機関及び近隣の医療機関との連携を強化することにより、病状の急変等緊急の事態に迅速かつ適切に対応できる体制を確保しておくものとする。

2 実施施設は、利用の少ない日等において、保育所(園)等、幼稚園及び小学校への情報提供や巡回支援等を行うものとする。

(健康管理)

第13条 実施施設は、対象児童の日々の病状について記録するとともに、保護者と連絡をとりながら健康管理に十分配慮することとする。

2 実施施設は、職員に対して対象児童の養護、救急蘇生法等に関する研修を行うように努めるものとする。

(利用時間)

第 14 条 実施施設の利用時間は、平日の午前 8 時から午後 6 時までとする。

(休日)

第 15 条 実施施設の休日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日、1 月 3 日、8 月 13 日から 8 月 15 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

(経過処理)

第 16 条 実施施設は、事業の経費に係る経理を他の会計と区分し、明確にしておかなければならない。

(実績報告)

第 17 条 実施施設は、毎月の実施状況を高原町病児・病後児保育事業実績報告書（様式第 3 号）にて、翌月の 10 日までに町長に提出しなければならない。

(費用)

第 18 条 利用者は、実施施設における飲食費、医療費等の実費を負担するものとする。

(利用料)

第 19 条 利用者は、必要な経費の一部（以下「利用料」という。）を負担しなければならない。

2 利用料の負担は、世帯区分ごとに次のように定める。

- (1) 利用料は、生活保護世帯においては無料、その他の世帯については 1 日 1,000 円とする。
- (2) 利用料は、実施施設に納入するものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 14 日から施行する。

(高原町病後児保育事業実施要綱の廃止)

2 高原町病後児保育事業実施要綱（令和 2 年 4 月 1 日）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、高原町病後児保育事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。